

東京都公報

発行
東京都

目次

○行政不服審査法による公示送達……………

（総務局総務部法務課）……………一

○不健全図書類の指定……………

…（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）……………一

○特定計量器定期検査の実施……………

…（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）……………一

告 示（公）

○教習指導員審査の実施……………

……………二

告 示（水）

○昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正……………

……………三

公 告

○特定非営利活動法人の認定……………

…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）……………三

○特定非営利活動法人の特例認定……………

…（同）……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

告 示

●東京都告示第千三十三号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

令和五年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 東京都豊島区長崎四丁目六番十三号 エビスマンション二〇一号

現住所 不明

審査請求人 藤井 由紀子（旧姓上田）

二 公示事項

審査請求人が、令和二年六月二十二日、同年八月二十四日及び同年九月四日に当庁に提起した各審査請求について、当庁は、令和四年四月七日及び令和五年七月二十五日付で裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に各裁決書の謄本を送付できない。よって、右各裁決書の謄本は、当庁（総務局総務部法務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第千四十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和五年九月十五日

図書類

東京都知事 小 池 百合子

指定番号 種類

名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者

指定理由

四三四六 雑誌

macaron RI 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

四三四七 雑誌

misstick COMICS 同右

四三四八 雑誌

すべてきみの悪い夢 五五九六〇一六九 株式会社大都社

四三四九 雑誌

五五九六〇一六一 株式会社大都社

四三四〇 雑誌

五五九六〇一六九 株式会社大都社

四三四一 雑誌

五五九六〇一六九 株式会社大都社

四三四二 雑誌

五五九六〇一六九 株式会社大都社

●東京都告示第千五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 中央区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日
令和五年十月十六日から同年十一月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所
（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
（二）（一）のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期
検査機関
の名称
一般社団法人東京都計量協会

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第308号
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格
普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

エ 教習に関する知識

オ 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

(2) 教習に関する知識

ア 自動車教習所に関する法令についての知識

イ 教習指導員として必要な教育についての知識

ウ 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月16日（月曜日）から同月20日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年10月2日（月曜日）及び同月3日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年9月19日（火曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

(2) 服装
自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

告 示 (水)

●東京都水道局告示第九号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号 (東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定) の一部を次のように改正し、令和五年九月二十九日から施行する。

令和五年九月十五日

東京都水道局長 西 山 智 之

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社秋田銀行の項を削る。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド

二 代表者の氏名

原田 麻里子

三 主たる事務所の所在地

千代田区飯田橋四丁目八番十三号 山商ビル八階

四 認定の有効期間

令和五年六月十六日から令和十年六月十五日まで

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人バーチャルフォトウォーク

二 代表者の氏名

ジョン・バテリル、永堀 典子

三 主たる事務所の所在地

足立区梅島三丁目三十三番六号 エンブレム西新井二

F・三 F

四 特例認定の有効期間

令和五年八月七日から令和八年八月六日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。

令和五年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

GINZA SIX
中央区銀座六丁目十番一号ほか
株式会社大丸松坂屋百貨店ほか五名
江東区木場二丁目十八番十一号ほか
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ほか百六十六名
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ほか百六十名
三喜商事株式会社ほか十七名

八	変更前の小売業者の住所	港区北青山一丁目二番三号(株式会社TSI)ほか
九	変更後の小売業者の住所	港区赤坂八丁目五番二十七号住友赤坂ビル(株式会社TSI)ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	堀田 康彦(三喜商事株式会社)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	熊谷 嘉延(三喜商事株式会社)ほか
十二	変更日	令和五年六月三十日ほか
十三	届出日	令和五年九月一日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

